［四十七の二　略］

四十七の三　超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

［四十八～七十七　略］

2

法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで、第四十七号の三及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

⑴・⑵　略

⑶　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

［表　別紙二　挿入］

［注１～12　略］

13　設備規則第十四条の二第一項又は第二項の規定が適用されるものに限る。

［14～23　略］

［イ　略］

ウ　申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十

［四十七の二　同上］

［新設］

［四十八～七十七　同上］

2

［同上］

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

⑴・⑵　同上

⑶　［同上］

ア　［同上］

［表　別紙一　挿入］

［注１～12　同上］

13　設備規則第十四条の二第一項本文又は第二項本文の規定が適用されるものに限る。

［14～23　同上］

［イ　同上］

ウ　申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十